

旧役場	役場倉庫	障雜病舎	火素場	右報告
手。坪 三。〇	四。八。八。	一。七。二。三。	一。六。一。	四。八。五。
八。〇。一。	三。二。二。	一。六。一。	四。八。五。	〇。〇。
一。八。	六。	四。六。	〇。	〇。
旧役場建物三坪五合	土庫三坪三合三勺附屬建物二坪五合五勺	病舎五坪五合附屬建物三坪七合五勺		

昭和二年二月二十六日

西多摩郡福生村鯉川村組合長 林田退藏

福生村基本財産表

(昭和元年三月
末日現在)

公債、株券、債券、

種別名	称額面金額	管理方法	摘要
福生村基本財産	東京府農工銀行株券	金庫保管	旧株額面金三十四五八株金額計 公債新株三十四株一株十四分 一万四千零一株
同	五分利國庫債券	金	

金 員

種別名	額	管理方法	摘要
福生村基本金	一〇。八。五。四	銀行預金	
福生小學校基本金	二。四。五。三。九	金	

土 地

所有区別地目	積	額	摘要
福生村有宅地	一。一。坪	六。六。四	
同	一。一。坪	九。五。七。六	

昭和二年四月三日 熊川村組合役場

福生村有	畑	山林	荒原
同	山林	山林	荒原
同	山林	山林	荒原
同	山林	山林	荒原
同	山林	山林	荒原
同	山林	山林	荒原
同	山林	山林	荒原
同	山林	山林	荒原
同	山林	山林	荒原
同	山林	山林	荒原

行政財産

土地

用途	面積	積	價	額	摘要
福生小學校敷地	一二	二	五	二	九
福生小學校敷地	一二	二	五	二	九
福生小學校敷地	一二	二	五	二	九
福生小學校敷地	一二	二	五	二	九
福生小學校敷地	一二	二	五	二	九
福生小學校敷地	一二	二	五	二	九
福生小學校敷地	一二	二	五	二	九
福生小學校敷地	一二	二	五	二	九
福生小學校敷地	一二	二	五	二	九
福生小學校敷地	一二	二	五	二	九

建物

用途	坪数	價額	摘要
福生小學校	六五五坪	四八。	校舍四七五坪 附屬建物一八坪 四八
教員住宅	六五	七五。	
巡查駐在所 建物	一一	七五。	

右報告

昭和二年二月二十六日

西多摩郡福生村熊川村組合長森田退藏

東京府西多摩郡福生村熊川村組合役場

同	同
山林	山林
積價	積價
額	額
額	額

行政財産

土地

用途	面積	積價	額	額
----	----	----	---	---

福生小學校敷地	一・二・一	五・五・二	九・	
---------	-------	-------	----	--

建物

用途	坪数	積價	額	額
----	----	----	---	---

福生小學校	六・五・五	四・八・	・	校舍四七五坪附屬建物八二坪八
-------	-------	------	---	----------------

教員住宅	六・五・五	二・二・	・	
------	-------	------	---	--

巡查駐在所	一・二・五	一・二・	・	
-------	-------	------	---	--

七 報告 田舎新築福生村組合長森田退蔵

昭和二年三月十六日

昭和二年三月十六日

西多摩郡福生村熊川村組合長森田退蔵

[illegible]

熊川村基本財産表				昭和元年十月 末日現在	
種別金	金額	管理方法	摘要	種別金	金額
熊川小學校基本金	五三二四	銀行預金		熊川小學校敷地	六二二
熊川村基本金	一四〇六・七	金		熊川村山林	二・三
所有区別地目	積算價格	摘要		所有区別地目	積算價格
熊川村山林	九五			熊川村山林	九五
行政財産				行政財産	
土地				土地	
建物				建物	
面積	積算價格	摘要		面積	積算價格
六二二	六・九三〇			六二二	六・九三〇
要				要	

用	途	敷	價	格	場	要
鯉川小學校	坪	二一六	五八四	一七三	七三	校舎八坪一六七坪 附屬建物二八坪 四七

右報告

昭和二年二月二十日

西多摩郡福生村鯉川村組合長森田退藏

福生第一五四號
昭和二年三月十日發案
五月十日發送
主任
往復主任

村長
助役
關係書記

組合長

本村新築工事完

本月七日五田組々會々為組々内之開會即ハ議
事完了閉會致々各議事ハ要領大にハ報告修々
追テ議案一部議決也

記

本一當組々及衛生會並結々本村新築工事完
在在之々々之項之「但ハ納税義務者ナキ中村々々組合長ハ於テ之ヲ宣ハル
コトヲ得ト加ヘ本十部之項中「連脱」タルヲ削除スルコトヲ議決
（議決）

昭和二年三月七日午前十時開會

出席員九人

東京府西多摩郡福生村鯉川村組合役場

五 羽衣神社の境内に古材を収め置く條を改め一件

右羽衣神社の境内に古材を収め置く

六 純正神社の境内に古材を収め置く條を改め一件

右純正神社の境内に古材を収め置く

七 純正神社の境内に古材を収め置く條を改め一件

右純正神社の境内に古材を収め置く

八 純正神社の境内に古材を収め置く條を改め一件

右純正神社の境内に古材を収め置く

九 純正神社の境内に古材を収め置く條を改め一件

右純正神社の境内に古材を収め置く

十 純正神社の境内に古材を収め置く條を改め一件

右純正神社の境内に古材を収め置く

十一 純正神社の境内に古材を収め置く條を改め一件

右純正神社の境内に古材を収め置く

42 (to no) in front

三
號
部
力
學
校
完
財
屬
求
物
第
二
子
沒
升
署
更
件

用	途	坪	数	價	格	場	要
熊川小學校	二六坪	五八四	一七三三三	九三	校舎二八坪一六七坪 附屬建物二八坪		

四 熊川町有地分り三箇三坪
五 熊川町有地高部三箇三坪
六 熊川町有地高部三箇三坪
七 久米其職表彰三箇三坪

招集する所

一 熊野橋架替工事施行三箇三坪
二 役場為地高部三箇三坪
三 旧役場為地高部三箇三坪
四 役場表彰助役役所三箇三坪
五 熊川町有地高部三箇三坪

昭和二年第五回熊川村組合會議議録

一 告知事項左ノ通

第一 熊川町有組合及熊川町有組合並に町有組合新條例設
内々件

第二 熊川町有組合組合員材料徴収三箇三坪條例改正件

第三 熊川町有組合組合員材料徴収三箇三坪條例改正件

第四 熊川町有地分り三箇三坪

第五 熊川町有地高部三箇三坪

第六 大正十五年度熊川町有組合組合員材料徴収三箇三坪

第七 久米其職表彰三箇三坪

第八 村道認定三箇三坪

昭和二年三月七日午前十時開會

出席員左ノ通

組合会議

才一市
才三市
才五市
才七市
才一市
才二市
才三市
才三市
才一市
才一市
才一市

内出猪十市
和山左右の
井上長子
古久寺
井上久太郎
石川豊治
河本弥三
内田近太郎
伊东作次
太田忠太郎
木屋徳三
森田達三

才一市

田村人新

合議

才一市
才三市
才三市
才三市
才三市
才三市
才三市
才三市
才三市
才三市
才三市

青木作吉
清水寛二
木野吉
木野吉
木野吉
木野吉
木野吉
木野吉
木野吉
木野吉
木野吉

欠席

組合会議

才二市
才二市
才八市
才九市

市田廣明
見島也三
市村孝一
市村孝一
市村孝一

第一之旨

かきり 荒

組合長(吉田退蔵)開会するは是より議長、職權を執るに
可なり

第一、初集結の組織及び初集結の組織の設置件
議長(吉田退蔵) 第一、議令 書記即議

議長中集結の第二、議令と稱するやうに議長と稱するは臨時議長
なり

議長(吉田退蔵)より第二、議令と稱するは臨時議長
なり

此時議長より第二、議令と稱するは臨時議長
なり

議長(吉田退蔵)より第二、議令と稱するは臨時議長
なり

但し初集結議長より第二、議令と稱するは臨時議長
なり

第二、議令(吉田退蔵)より第二、議令と稱するは臨時議長
なり

ト述ブ

議長(吉田退蔵)より第二、議令と稱するは臨時議長
なり

ト述ブ

議長(吉田退蔵)より第二、議令と稱するは臨時議長
なり

ト述ブ

議長(吉田退蔵)より第二、議令と稱するは臨時議長
なり

ト述ブ

議長(吉田退蔵)より第二、議令と稱するは臨時議長
なり

ト述ブ

議長(吉田退蔵)より第二、議令と稱するは臨時議長
なり

議長(吉田退蔵)より第二、議令と稱するは臨時議長
なり